

至誠館大学における再試験に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、学則第25条の規定による単位の認定に関し、試験成績の不良が原因で単位認定が得られなかった者に、再試験により単位認定の機会を与えることについて定めるものとする。

(受験資格)

第2条 再試験を受験できる者は、定期試験の成績不良により、当該授業科目の成績評価が不可（59点以下）とされた者とする。

(受験科目の制限)

第3条 再試験を受験できる科目数は5科目以内とする。

(受験の申請)

第4条 再試験の受験を希望する者は、再試験受験許可願（様式第1号）を提出し許可を受けなければならない。

(受験手数料)

第5条 再試験受験者は、1科目につき3,000円の受験手数料を納入しなければならない。

(再試験の時期)

第6条 再試験の実施時期は、当該学年の履修科目に係る成績評価の通知後とする。

(再試験の成績評価)

第7条 再試験の結果、合格に達した場合の成績評価は可とする。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
改正	平成19年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成31年	4月	1日	(第3回改正)
	令和3年	4月	1日	(第4回改正)

(様式第1号)

令和 年 月 日

至誠館大学 現代社会学部長 殿

学 科 現代社会学科

学籍番号 ()

フリガナ ()

氏 名 ()

連絡先 ()

再試験受験許可願

下記により、再試験を受験したいので、許可願います。

記

再試験により単位認定を受けたい授業科目

科 目 名	担 当 教 員 名	備 考

- (注) 1. 受験手数料は1科目3,000円とし、科目数は5科目以内とする。
2. 受験資格の確認を受けた後に受験手数料を支払い、再試験受験許可証明書の発行をうけること。

本人確認欄

本人確認欄